

**「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく気候変動対策に係る主な制度の2020年からの取組」
に関する意見**

2018年12月3日
東京商工会議所

1. 温室効果ガス排出総量削減施策の前提として

温室効果ガス排出総量削減は、都民や事業者等をはじめとする関係者が一体となって取り組むべき重要な課題である。東京都環境基本計画に定められている2030年の削減目標（2000年比30%削減）の達成のためには、大規模事業所の削減努力も必要ではあるが、都全体の排出量削減を進めなければならない。業務産業部門だけではなく、運輸・家庭部門等の取り組みも積極的にすすめ、速やかに実効性のある施策を講じるべきである。

2. 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度に関する改正事項について

(1) 基準排出量の設定について

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
1	別紙3 P1	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 制度開始当初から削減義務の対象であった事業所、及び、第1・第2計画期間の途中から新たに削減義務の対象となった事業所に関して、第2計画期間に適用されている<u>基準排出量をそのまま継続とすることについて賛同する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 第3回専門的事項検討会のヒアリングで弊所を含む各事業者団体・制度対象事業所の意見に沿っている。

(2) 削減義務率の設定について

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
2	別紙3 P2	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都環境基本計画に定める2030年の削減目標から算出される削減義務率については、第3計画期間の平均27%という目標が適切なのか、第1・第2計画期間の削減実績とその要因を把握し検証するために、事業所の声の把握、家庭など他の部門の状況分析も加え、第4期に向けて継続して議論を行うことが必要である。 ▶ キャップ&トレード制度のような規制的施策とは異なる、事業者が自主的に削減を進める意欲を喚起するインセンティブ（早期に2030年削減目標に到達した事業所への優遇措置等）を設けるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 第1・第2計画期間のこれまでの削減実績は、キャップの設定による効果以上に、リーマンショックや東日本大震災の発生等による経済状況の悪化にともなう企業活動の縮小や、コスト削減等を目的とする企業の設備更新等がその要因と考えられる。キャップの設定効果を過大に評価した目標設定は、事業所の実態とかけ離れたものとなる可能性が高く、経済活動縮小につながりかねない。 ▶ 都がとりまとめた対象事業所のアンケート結果からは、省エネ等自主努力による削減余地が非常に少ないことは明白である。 ▶ 都内では東京オリンピック・パラリンピックに向けた再開発が進んでいる他、インバウンドの増加等の国際化に伴って、エネルギー使用量の増加が想定される。経済状況の変化に対応した促進策が必要である。

(3) 新たに削減義務の対象となる事業所の取扱いについて

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
3	別紙3 P3	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 第3計画期間の途中から対象となる事業所に対する削減義務率の経過措置について、2024年度から第1計画期間の義務率の適用が一斉になくなる点は唐突感があり、新たに対象となる事業所に大きな影響がある。<u>都内の産業発展を妨げないための配慮が必要である。制度対象事業所に対して、今後丁寧な説明が必要である。</u> ▶ 2024年度以降、即ち第4計画期間の経過措 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 第1・第2計画期間における経過措置と第3計画期間の措置は異なり、キャップ&トレード制度（以下本制度）において、対象事業所の混乱を招かないようにしなければならない。 ▶ 新たに対象となる事業所では、業務拡大やテナントの国際化等の業容・経営拡大により排出量が増えていることが想定される。 ▶ 事業所の事業計画の立案の際には、商品・サ

		<p>置について、産業発展等事業所への影響の大きさを鑑み、<u>少なくとも複数年度の緩和措置を設ける等の見通し・方針を早期に示すべき</u>である。</p> <p>➤ <u>中小企業等が1/2以上を所有する大規模事業所について、第3計画期間においても削減義務の対象外とすることに賛同する。</u></p>	<p>ービスの市場動向に加え、国・都の政策動向について、中・長期の見通しが必要であり、本制度の先行きが不明確なままでは、投資を躊躇わせる懸念がある。</p> <p>➤ 都内中小企業は人出不足や海外との競争により、引き続き楽観視できない事業環境におかれている。財務基盤も大企業に比べて盤石ではないため、削減義務の対象外とすることは妥当である。</p>
--	--	--	--

(4) トップレベル事業所認定の仕組みについて

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
4	別紙3 P5	<p>➤ <u>トップレベル事業所の認定基準の見直しについては、竣工の古い事業所の実態を把握した上で機器の更新時期、メンテナンス頻度等に鑑み、竣工年度、設備設置年度に応じた必須・一般・加点項目の区分変更を実施するとあるが、事業所の実態を十分に踏まえた上で、取り組み意欲を喚起するような基準設定とすべきである。</u></p> <p>➤ <u>他の環境認証（CASBEE等）を評価する等、事業所の声を踏まえた負担軽減策が必要である。</u></p>	<p>➤ 既存事業所からは、現行制度でも既に基準が高すぎるとの指摘がある。過度に高い認定基準となれば、事業所の取り組み意欲を減退させる懸念がある。</p> <p>➤ 認定取得には、ガイドラインの下で所有設備について評価を行い、第三者機関の検証を受けて申請することが必要。事業所に大きな事務的・経済的負担がかかっている。</p>

(5) 低炭素電力の選択の仕組み

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
6	別紙3 P7	<p>➤ <u>低炭素電力の選択促進の仕組みを、第3計画期間においても継続することに賛同する。</u>都においては、電気事業者等の認定を速やかに行い、<u>認定事業者の一覧や本制度の詳細を早期に周知すべきである。</u></p> <p>➤ 周知にあたっては、認定事業者の排出係数や再エネ導入率を知らせるだけでなく、例えば事業所が自社の使用量と認定事業者の情報（排出係数等）をもとに、<u>削減量の算定結果をシミュレーションできる資料を用意する等、事業所の理解を促進する工夫を行われたい。</u></p>	<p>➤ 電力選択の際に事業者が重要視するのは、電力の価格と質であり、事業者の選択肢と検討時間が十分に確保されなければならない。</p>

(6) 低炭素熱の選択の仕組みについて

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
7	別紙3 P8	<p>➤ <u>低炭素熱の選択促進の仕組みを、第3計画期間においても継続することに賛同する。</u></p> <p>➤ 一方、算定方法・条件については今後検討する方針であるが、「低炭素熱」の対象については、都内熱供給事業の第3計画期間の熱排出係数が第2計画期間と同じ0.060/GJであることから、<u>低炭素熱と位置付ける基準についても第2計画期間と同じ0.058/GJ以下とすべきである。</u></p> <p>➤ また、算定方法・条件の見直し、検討に当たっては、<u>供給と需要双方の事業所の声を十分に把握し、低炭素電力の仕組みとも整合した、</u></p>	<p>➤ 低炭素熱の認定要件は第2計画期間と同値とし、事業所の低炭素熱利用の選択肢を確保すべきである。</p> <p>➤ 低炭素電力の算定方法においても対象者へのわかりやすさに配慮した見直しが行われたことを踏まえ、低炭素熱においてもわかりやす</p>

		わかりやすい制度とすべきである。	さを重視した設計とすべきである。
--	--	------------------	------------------

(7) 高効率コジェネの取扱いについて

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
8	別紙3 P9	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業所の高効率コジェネの利用による省エネ・二酸化炭素削減効果の評価を継続する案については賛同する。 ▶ 案では「算定方法について今後検討する」と記載されているが、供給・需要双方の事業所の声を十分に把握した上で、事業所の一層の熱利用を喚起するような算定方法とし、使いやすい制度設計とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高効率コジェネの利用は、熱需要の密集する都内における熱利用を促進し、省エネ・二酸化炭素削減効果が見込めるほか、レジリエンスの強化にも寄与する。

(8) バンキングの仕組みについて

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
11	別紙3 P10	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バンキングは「翌計画期間までに限り」とあるが、期限は撤廃（第1・第2計画期間にバンキングしたクレジットの期限を含む）し、柔軟な運用を可とすべきである。 ▶ 都においては、クレジットの制度外利用の迅速な拡大（他市場への売却を可とする等）、クレジット価格・取引状況の把握と検証、期限到来前の周知と相談窓口の設置等を、責任をもって行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バンキングの目的は、総量削減目標の達成のための「削減量にムラが出た際の平準化」である。長期計画の投資によって創出されたクレジットが短期（次期までの期間）に消滅すれば、平準化の手法を失ってしまう。 ▶ 事業所にとって、クレジットは二酸化炭素削減努力の成果の結実であり資産である。建物や設備投資により創出したクレジットも同様である。資産は時間経過により滅失することがあってはならない。 ▶ クレジットの期限が切れない内に消化することが優先され、早期・大規模の取組みを後回しにすべきだという誤ったメッセージを発信してしまう危険がある。 ▶ 現状、都のクレジット市場が十分に形成されていない中、期限の到来により一斉にクレジットが売却され・消滅すると、クレジットの取引価格のボラティリティが増大し、トレードが成り立たなくなる恐れがある。また、クレジット価格が省エネや技術革新による二酸化炭素限界削減費用、及び設備投資費用を下回る状況が続くと、かえって省エネ・技術革新を阻害する可能性がある。 ▶ 現行制度においても第1計画期間にバンキングされたクレジットが第2計画期間の精算期間をもって消滅する。仮に原案の通り第3期以降も翌期までに限ると、消滅するクレジットが累計で大量となっていく。継続して每期処理をする必要があるなど、事業所にとって初めての手続きが発生するだけでなく、資産への影響など、様々な影響が想定される。

(9) その他、制度運用について

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
—	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 検討会は、専ら制度設計について論じる場であり、事業所の事務的・経済的負担に光を当てた検討がなされていないことは大変遺憾である。事業所の声を踏まえた、少なくとも事務的負担の軽減を意図した具体的な検討を速 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 従前より厳格な制度であるが故の手続き面の非効率性は指摘されており、さらに、事業所は厳しい環境の中で限られた原資・人員で対応を行っていることから、負担軽減策は必須である。

		<p>やかに行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 検討会は主に学識委員で構成されており、事業所の声を届けるヒアリングも1回開かれたのみであった。<u>今後の検討においては、検討会に事業所の代表を参加させる等、より事業所に寄り添った議論を行っていくべきである。</u> ▶ 制度改正後の周知は早期かつ十分に行われなければならない。<u>全対象事業所向けの改正内容説明会の開催等、とりうるべき手段を総動員して情報発信に努めるべきである。</u>例えば都下の市区町村ごとに説明会を開催する等、きめ細かい周知を行われたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（第五条の三）に基づき、温室効果ガスの排出の抑制のための施策は、事業者、事業者で構成する団体等と連携して推進することとなっているが、今般の検討過程とパブリックコメントに付された案は、事業者の声を十分に反映しているとは言い難い。 ▶ 第3計画期間は第2計画期間からの変更点が多く、見直しの議論が行われていることを知らない事業者もいるため、十分な情報発信が必要である。
--	--	--	--

3. 地球温暖化対策報告書制度に関する改正事項について

(1) 制度概要について

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
1	別紙4 P1	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 再生可能エネルギー等の導入実績に関して、「取組実績が優良な事業所」を評価・公表することに異論はないが、<u>排出量削減の目的を逸脱することのない、バランス感のある運用を行っていくべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本制度の目的は、再生可能エネルギーの普及ではない。

(2) 評価方法について

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
2	別紙4 P2	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業者の評価において、<u>原単位改善率を用いる考え方を</u>入れる案に賛同する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 異常気象やインバウンドの増加、オリンピックの開催等の、自社ではコントロールできない事由で総量が増加してしまう場合においても、事業所の努力を別軸で評価でき、有意義である。

4. 建築物環境計画書制度に関する改正事項について

(1) 再生可能エネルギーの導入検討義務について

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
2	別紙5 P1	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 再生可能エネルギーの利用拡大は重要だが、再エネを利用するための設備導入の検討を義務付けられる対象をより面積の狭い事業所に拡大することは、現時点で時期尚早であり、<u>系統・安定性増強等、政府の再生可能エネルギー普及促進に向けた施策との整合も取りながら進めるべきである。</u> ▶ 再エネ電力の利用に関する検討義務について、<u>事業所が無理なく記載できる項目にすることが必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大規模送電網が太陽光・風力発電等の調整力を十分に持たない現状において、再エネが自らの制御力等がなく自立できない状態で徒に増加すると、系統安定性を損ない、ブラックアウトの危険性が高まる。大都市東京では、この危険性を必ず回避しなければならず、これを誘引する可能性を産むことに慎重であるべきである。 ▶ 設計段階でエネルギー供給事業者を選定することは難しい。

(2) その他、制度運用について

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
—	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 評価制度においてCASBEEによる評価を活用すると記載があるが、記入・計算内容が建築 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 記載する評価内容等が増えていく中で、事務負担軽減策がとられなければ、事業所の手続

		物環境計画書と重複する部分については、作成済みの別書類を用いて代用し再作成を防ぐ等、事業所の声をよく把握した上で、 <u>事務負担軽減になるよう進めるべき</u> である。	き負担は増える一方である。
--	--	--	---------------

以 上